

EASTICA2010セミナー基調講演

# アクセスと職業倫理<sup>1</sup>

## Access and Professional Ethics

Joan van Albada

ジョアン・ヴァン・アルバダ

ICAフェロー

### 序文

はじめに、私がこのプレゼンテーションを準備するにあたり、その考えや論文から影響を受けた方々を紹介する。1人目はサラ・チョイ (Sarah Choy) 氏で、彼女の素晴らしい論文「アーカイブと記録法制の原則 (Principles for Archives and Records Legislation)」は、私のプレゼンテーションの検討を行ううえで大きな助けとなった。2つめの論文、ローランド・デポートル (Rolande Depoortere) 氏の編集による「アーカイブズへのアクセスとデータ保護 (Access to Archives and Data Protection)」は、2000年代初めの様々な国におけるアーカイブズへのアクセスとデータ保護との関係についての調査結果を示している。2つの論文はどちらも、2006年に国際公文書館会議 (ICA) により、ICA 調査報告書のナンバー19 (ICA Study 19) として公開されている。<sup>2</sup>

もう1つの重要な情報源は「政治的圧力と記録資料 (Political Pressure and the Archival Record)」という刊行物で、2003年7月にリバプール (イギリス) で開催された国

際会議で発表された複数の論文をまとめたものである。ここに掲載された論文はそれぞれ、アクセスの問題に何らかのヒントを与えている。リック・バリー (Rick Barry) 氏の「記録の作成者・管理者・利用者にとっての倫理問題 (Ethics Issues for Creators, Managers and Users of Records)」という題名の論文も、本日私がお話しするテーマについて重要な示唆を含んでいる。リック・バリー氏は、記録の作成者・管理者・利用者がとる、時として非倫理的な行動や反応について、多くの明示的な情報を提示している。また、私の考えを他の人の考えと照らし合わせの中で、ICA が公開している他のいくつかの論文や、インターネット上で見つけたいくつかの論文にも影響を受けた。

別な種類の情報源となったのは、2008年に出版されたキショール・マブバニ (Kishore Mahbubani) 氏の著書、『「アジア半球」が世界を動かす “The New Asian Hemisphere - The Irresistible Shift of Global Power to The East”』 (訳注：北沢格訳、日経BP、2010年2月刊) である。キショール・マブバニ氏は、アジアの近代化についての見解を示しており、はっきりと言及してはいないものの、アーカイブズとアーキビストが「国内、地域、全世界的レベルでルールに基づく秩序」の広がりを促進することによって近代化への前進において不可欠な役割を果たすということを暗に強調している。本日のセミナーでは、アー

<sup>1</sup> 本稿の内容と表現はマリオン・ベイヤ (Marion Beyea) 氏により推敲されている。ベイヤ氏はニューブランズウィック州 (カナダ) のアーキビストで、私の長年の友人であり国際公文書館会議 (ICA) の同僚である。

<sup>2</sup> <http://www.ica.org/sites/default/files/Study%2019%20CLM.pdf>

キビストの職業上の行為と近代化への前進について、思索を深め議論を開始するための極上の素材を提供する。

この論文は4つのパートに分かれている。パート1では職業倫理の位置づけと役割について論じ、パート2では「アクセス」と呼ばれるものについていくつかの考察を提示し、パート3では職業倫理とアクセスとの結合を試み、パート4ではいくつかの一般的な論点について論じ、何らかの結論に到達したいと考えている。

次のセクションに進む前に、皆さんに訴えたいことがある。倫理、職業意識、アクセスという、アーカイブズ専門職における3つの構成要素は、習得可能な単なる事柄やコツやテクニックではない。それらは本質的に心の状態であり、先天的な性質である。倫理的な行動、職業意識と責任感を持った行動、情報共有と情報保護は、利益供与の見返りとして、あるいは汚職の匂いのするような利益・サービスの提供と共存することはできない。この点についてはあとでもう一度触れたいと思う。

もう1つ私が本当にお伝えしたいことがある。今日このホールにお集まりいただいている皆さんの、全員ではないとしても、ほとんど全員の方が英語以外の言語を母国語としている。私達は4つか5つ、あるいは6つの(それ以上ではないか)異なる世界からここに集まっている。一見同じと思われる多くの言葉が、言外の意味においては異なっている。イエスやノーといった単純な言葉ですら、それらが使われる調子や音の高低によって様々な意味を持つ場合がある。もし私の言葉の意味がはっきりしないことがあってもどうかお許しいただきたい。私にとっては意味をなしている言葉でも、うまく伝わらず言外の意味が違ってきてしまう場合があるかもしれない。

どうかご容赦いただいて、あとでお酒でも飲みながら議論して、シェークスピアの英語からは月と地球くらいの隔たりのある現代のインターネット英語でお互いを理解し合うよう努めよう。

## 1. 職業倫理の位置づけと役割

「倫理」という言葉は通常次のような意味で用いられる。

1. 倫理的価値の理論または体系。
2. 正しい行いの原則の集合。

アーカイブズは社会の一部を構成し、行政システム、あるいは企業や団体やその他の組織の中に存在する機関である。テーマがかなり複雑なので、ここでは行政システム内のアーカイブズに焦点を絞ってお話する。国は法律と倫理的価値によって統治されている。法律は通常国内の全ての地域で同じものだが、倫理的価値観は地域ごと、あるいは宗教集団や民族集団などにより異なっている場合がある。

倫理は全ての組織で用いられる。どのような組織であっても、指導者達は、敬意を示したり、誠実にふるまったり、信頼を推進したりして、倫理を用いる基準を定めなければならない。もし指導者達が非倫理的な行いやコミュニケーションを用いれば、その組織は破たんしてしまうかもしれない。組織の中で倫理を推進することにより、職員は価値観と信頼感を得ることができ、このことが組織と職員を成功へ導くのである。

倫理は3つの相互依存的な要素に分けることができる。

1. 倫理規範 - 組織行動の規範
2. 職業倫理 - 職業慣行または職業上の責任の規範
3. 職員倫理 - 職員のための行動規範

倫理規範は、組織の指導部が善悪の違いを理解し、決断を下す時にその理解を適用できるようにするための手助けとして、組織によって採用される。倫理規範は、使命や品質といった事柄について、組織の信念における一般的な原則を明示している場合もある。また、倫理規範に対する違反行為が発生したかどうか、及び違反が発生していた場合にはどのような改善措置を講ずるべきかを決定するための手続きについて提言されていることもある。倫理規範は、ビジョンとミッションステートメントにより補完される場合もある。

職業倫理は、専門家が入手する専門知識のために生じる倫理的問題や、この知識の使用を職務の中でいかにして律するかということに関わっている。この規範は難しい問題を論じており、個々の状況においてどのような行動が「倫理的」、「的確」、あるいは「正しい」のかを熟考する際にしばしば必要となる難しい決断の指針となるものである。例えば国際会計士連盟は、2007年の国際優良実践指針「組織のための効果的な行動規範の定義と進展 (Defining and Developing an Effective Code of Conduct for Organisations)」の中で、以下のような実用的な定義を示している。『(a)組織の主要なステークホルダーの福祉に貢献し、(b)組織の運営活動によって影響を受ける全ての構成員の権利を尊重するような形で、組織が決断・手順・体制づくりを行うための指針となる、行動の原則、価値観、基準、または規則。』

職員により順守されるべき職業上の規則や価値、倫理は通常、職業慣行規範や、職業責務規範として成文化されている。私は職業責務規範という呼び方の方を好む。なぜなら「責務」という言葉が含まれているからである。専門家は、一般的に全ての人々が負っている責任に加え、さらに付加的な道義的責任を

負っている。それは、専門家が一般の人々にとっては不可能な状況において十分な情報に基づいた決断を下したり、その決断に従って行動する能力を持つからである。一般の人々にそれができないのは、関連した訓練を受けていないからである。する能力のないことを出来なかったからといって、責任を問われることはない。

アーカイブに勤める職員は通常、様々な職種の人々によって構成されている。順不同で、アーキビスト、清掃人、料理人、運転手、会計士、人事マネージャー、IT 専門家、司書、カメラマン、運搬人、レコードマネージャー、修復担当者、セキュリティスタッフなどが挙げられる。これらの職業には全て、独自の職業責務規範があるかもしれないのだ。

行動規範 (職員倫理) は、ある組織の中の職員の行動に影響を及ぼすためのものである。利害の対立や贈与の受け取りなど、倫理問題に関連した特定の状況において用いられるべき手順を示している。行動規範の有効性は、指導部が制裁や褒賞などを用いてどれだけ規範に対するサポートを行うかにかかっている。行動規範に対する違反行為が発生したかどうか、また違反が発生していた場合には、どのような改善措置を講ずるべきかを決定するための手続きが示されている場合もある。行動規範の違反があれば、違反者は組織の改善措置の対象となるかもしれず、状況によっては雇用契約の終了という結果になる場合もある。

もちろん組織によっては、この3つのレベルの規範、すなわち倫理規範、職業責務規範、行動規範を、ひとつの綱領にまとめる場合もある。

EASTICA がその東アジア地域支部として所属している ICA の指導部は、1990年代に

長期にわたる賛否の議論を行った後、1996年に北京で開催される第13回国際公文書館大会期間中に開かれる年次総会に、専門アーキビストのための倫理綱領の草案を提出することを決定した。草案は承認され、その本文は現在22の言語で閲覧が可能となっており、同様の綱領を導入したいいくつかの ICA 加盟機関や加盟団体のための参考情報として利用されている。この綱領は非常に説得力がある。ここでその導入部から5つの要素について述べられた部分を引用する。

- A. アーキビストのための倫理綱領は、アーカイブズ専門職の高い行動基準を確立しなくてはならない。それは新たにアーカイブズ専門職に就く者にこの基準を知らしめ、経験を積んだアーキビストにその職業上の責務を再認識させ、この職業に対する一般の人々の信頼を呼び起こすものでなければならない。
- B. 綱領の中で用いられる「アーキビスト」という言葉は、アーカイブの統制、整理、保管、保存、管理に関わる全ての者を含む。
- C. アーキビストを雇用する機関や関係施設では、この綱領の実施を推進する方針や実務を採用するよう奨励されるべきである。
- D. 綱領はアーカイブズ専門職にある者の指針となる倫理的枠組みを提供することを目的としたものであり、個々の問題について具体的な解決策を提供するためのものではない。
- F. 綱領は、それを実施しようというアーカイブズ機関や専門職団体の意欲に依存するものである。この意欲は例えば、教育努力や、懸念が生じた際に指針を与え、非倫理的な行動について調査を行い、適切と思われる場合には制裁措置をとるための機構を整えるといった形で示される。

2006年の国際公文書館円卓会議 (CITRA) で、綱領を改訂する時期が来たのかどうかについて議論が行われた。ICA の記録管理・アーカイブ専門協会セクション (SPA) が、この問題を調査するよう要請を受けた。綱領がどのように使用されているかを調べるためにアンケート (英語・フランス語・スペイン語) が作成され、SPA の運営委員会メンバーや、SPA の加盟団体により配布されるとともに、様々な国のリストサーブや ICA のウェブサイトに掲載された。アンケートがなぜアラビア語や、中国語や、その他の言語で配布されなかったのかとは聞かないでほしい。アンケートの回答が戻ってきたのは主に欧州や南北アメリカからだったことを聞いても皆さんは驚かないであろう。しかし、このアンケート調査は得るところの多いもので、回答が限られていたにもかかわらず、世界中の専門家の意見を代表しているとみてよいと考えられる。

合わせて150名の方から回答が得られた。そのうちの3分の2が EURBICA 支部 (欧州) 内からのもので、残りは NAANICA (北米)、PARBICA (太平洋)、ESARBICA (東南アフリカ)、ARBICA (アラブ世界)、EASTICA (東アジア)、ALA (中南米) からであった。150名の回答者のうち120名が、ICA の倫理綱領の存在を知っていた。

機密保持のため、調査を担当した ICA SPA の運営委員会メンバーのみが回答へのアクセス権を持つことが決められていた。私はアンケート調査が実施された当時 ICA の事務総長であったので回答にアクセスすることはできなかった。そのため ICA SPA により公表されたレポートに基づいて報告する。<sup>3</sup>

質問の1つは、これまで仕事の中で倫理的ジレンマに直面したことがあるかというもの

であった。150名の回答者のうち50%以上が、倫理的ジレンマに直面したことがあると答えた。ほとんどの人が、問題解決のために様々な手段を用いていた。それらの手段の内訳は、答えた人数の多い順に、既存の法律、個人的決断、前例、同僚のアドバイス、ICAの倫理綱領、個々の職業団体の規範となっていた。

ジレンマの詳細については明らかにしない回答者もいたが、詳細を述べた回答者も十分いた。多くの回答者が直面した様々な問題を挙げていた。回答者が直面した問題の主なものは、アクセスに関するものであった。

- ・ 公平なアクセス
- ・ アクセスの拒否
- ・ 非公開または制限された資料へのアクセスの許可を求めるジャーナリズムからの圧力
- ・ 特定の個人のアクセスを制限してほしいという寄贈者・移管元からの要請
- ・ アクセス対プライバシー

その他に以下のような問題も挙げられた。

- ・ 保存と破棄の問題。多くの場合、政治的または個人的に損害をもたらすと考えられる資料を破棄するよう求める指示
- ・ アーキビスト、司書、博物館職員の対立
- ・ 国際標準アーカイブズ記述の一般原則 (ISAD (G)) の記載内容についての専門的な論争
- ・ 不適格なスタッフの雇用
- ・ 移管を拒否する、または移管に不合理な条件を付与しようとする、もしくはその両方を行おうとする記録作成機関
- ・ 資料の返還要求
- ・ 著作権

<sup>3</sup> [http://www.ica.org/sites/default/files/Questionnaire%20on%20ICA%20Code%20of%20Ethics\\_Results%20and%20Recommendations%20\\_2\\_.pdf](http://www.ica.org/sites/default/files/Questionnaire%20on%20ICA%20Code%20of%20Ethics_Results%20and%20Recommendations%20_2_.pdf)

- ・ 文書の改ざんを目的としたアーキビストへの収賄の企て

アンケートでは、倫理的ジレンマをもたらしたのは誰か、またはどのような団体かについても質問した。回答は多岐にわたり、多くの回答者が複数の回答を挙げた。回答が多かったものから順に以下の通りである。

- ・ 政府及び地方自治体 (36件)
- ・ 利用者 (36件)
- ・ 雇用主 (30件)
- ・ 記録作成機関 (26件)
- ・ 他のアーカイブズ/アーキビスト (22件)
- ・ 他の職業の者 (16件)
- ・ 個人所有者 (15件)

アンケートでは、アーカイブズを対象とした法律が存在するかどうかについての情報を求めた。回答者のほぼ全員が、自分の国には以下を対象とした法律が存在すると答えた。

- ・ アーカイブズの管理 (134件)
- ・ 情報の自由 (121件)
- ・ データ保護 (120件)
- ・ 個人のプライバシー (123件)

しかし、これは非常に重要なことであるが、59名の回答者がこの法律はアーキビストやレコードマネジャーを保護するものではないと回答している。

また、主に何に対して忠誠心を持っているかを教えてくださいという質問もあった。ほとんどの回答者は与えられた選択肢の1つに絞り込むことはできなかった。回答で示された重要度の順に並べると以下の通りである。

- ・ 法律
- ・ 記録文書
- ・ 職業
- ・ サービス / 機関
- ・ 雇用主

- ・市民
- ・真実

アンケートから導き出される主な結論は、倫理的なジレンマに直面したほとんどの人が最初に既存の法律を頼りにしていたということであった。ICAの綱領は一番先に参照されるものではなかった。綱領が使用される時は、状況を明らかにするため、または自分の意見を補強するため、またはその両方に役立てられていた。綱領が役に立たなかったと答えた人はほとんどの場合、綱領が自分の直面した特定のジレンマに関連していなかったことを理由に挙げていた。

結果として、倫理綱領には大幅な改訂は必要ないという提言がなされた。つまり、綱領が提示している倫理原則は依然として適切なものであるということである。しかしより具体的な場面で役に立つようにするために、綱領にもっとわかりやすい事例に即した資料を入れ、メンバーが個々の状況でどのように綱領を適用すればいいのかがはっきりとわかるようにするべきである。また、個別の状況に対し綱領をどのように適用するかについての定期的な研修会を実施することも提言された。

## 2. アクセス

次に進む前にひとつ、本当に起こった話をしたい。1997年、私がウズベキスタンのタシケントで、ある会合に参加していた時のことである。コーカサス地方出身の3人の同僚と一緒に楽しく昼食をとっていた。スポーツについて議論を交わした後、もう少し堅い話題に入ったところであった。驚かれるかも知れないが、その話題はまさしく「アーカイブへのアクセス」についてであった。私はその議論について行けず、話の内容に混乱してしまったので、3人の仲間に「アクセス」という言葉の意味するところを各々定義するように頼

んだのだ。すると非常に驚いたことに、3人ともそれぞれ違う意味の説明をしたのだ。1人目にとってアーカイブへのアクセスとは、アーカイブにおける調査研究を許可する法的枠組みの存在、を意味していた。2人目は検索補助手段（資料目録）のことだと言い、3人目は机と電気があることだと考えていた。1人目と2人目の定義は、ICAの辞書の中の定義と合っているが、3人目の定義はかなりかけ離れている。この同僚にとって、法的枠組みや資料目録といったことは全く贅言な話であり、誰がどのような資料目録を見ることを許可され、どのような文書や記録をとるかということは、結局のところアーカイブの館長1人の判断で決めていたのである。

それではICAの辞書（ICA Dictionary）に載っている「アクセス（access）」の定義を見てみよう。

1. 文書及び/または情報を検索し、利用し、アプローチする権利、機会、または手段。
2. データ処理においては、メモリーにデータを入力する、及びメモリーからデータを読み出す過程。

ICAの辞書では、「文書（document）」と「情報（information）」の定義は以下のようになっている。

- ・文書（document）
  - 1) 媒体や特性を問わず記録された情報
  - 2) 単一のアイテム
- ・情報（information）
 

記録されたデータ

最も重要な言語ツールの一つが、アメリカ出身の同僚リチャード・ピアース・モーゼス（Richard Pearce-Moses）により編集された「アーカイブ・記録用語集（A Glossary of Archival and Records Terminology）」という書籍である。英語で書かれているが、

非常に巧みな作りになっているため、他の言語でも同様の用語集を作成し、それらの用語集の間、及びピアース・モーゼスの用語集との間をリンクさせることが可能だと思われる。この用語集はインターネット<sup>4</sup>上で閲覧可能となっているので、その見出し語の一部である関連語、引用、注釈の全てを以下に記載することはしない。

インターネット完全版では、ピアース・モーゼスによるネット上の「アクセス」の定義は以下の通りである。

#### アクセス (access) 【名詞】

1. 目録、索引、検索補助手段（資料目録）、またはその他のツールを用いて、関連のある情報を検索する能力。
2. プライバシー、機密保持、及びアクセス権限に関する法律に定められた制約の中で、利用（参照または照会）のために情報を検索し探し出すことへの許可。
3. コンピューター用語。ストレージ媒体から情報を読み出す物理的過程。

注：「アクセス」と「アクセシビリティ」はしばしば同意語として用いられるが、「アクセシビリティ」は通常の利用を妨げるような能力的障害を持つ個人にアクセスを提供するという含意がある。

「クリアランス（機密情報取扱許可）」、「クラシファイド（機密扱いの）」、「クラシフィケーション（分類）」、「リストラクション（制限）」、「オーソリゼーション（許可）」といったいくつかの関連用語についても、「アクセスと職業倫理」に関係があるので以下にその定義を紹介する。

最初は、

#### クリアランス (clearance) 【名詞】

<sup>4</sup> <http://www2.archives.org/glossary>

1. 機密扱いの情報にアクセスするために必要な許可。
2. ある行動をとるための承認。
3. 通行またはその他の機能のために確保された、2つの物体の間隔。

2つめは、

#### クラシファイド (classified) 【形容詞】

1. 許可のある場合のみアクセス可能な～。特に国の安全保障に関わるもの。
2. 一般への公開が制限された～。
3. グループ別に分類整理された～。各グループには同じ種類の資料が含まれる。

3つめは、

#### クラシフィケーション (classification) 【名詞】 (クラシファイ (classify) 【動詞】)

1. カテゴリーを識別し、区別し、関係づけている方式に従って、資料をカテゴリー別に整理すること。
2. 資料にそれが所属するカテゴリーを示すコードや見出しを付ける過程。「コード」を参照。
3. 特定の個人のアクセスを制限するよう、資料に制限を付与する過程。特に国の安全保障のため（安全保障分類）。

4つめは、

#### リストラクション (restriction) 【名詞】

個人による資料へのアクセスや利用に制約を設けること。

注：アクセス制限は、特定の期間やアクセスを許可/拒否された個人の地位により定義される場合がある。アクセス制限は、国の安全保障（上記のクラシフィケーション3.）や個人のプライバシーを守るため、または資料を保護するために設けられる場合がある。

利用制限は、資料に対してできることを制限したり、または資料の利用に必要な資格を規定する。例えば、資料へのアクセスは認めら

れるが、その資料をコピー、引用、公開する許可や権利は与えられなかったり、あるいはそのような利用に条件が付与されたりする場合がある。プライバシーや著作権などの法的な利用制限に加え、資料提供者の合意事項に利用制限が含まれていることが多い。

最後は、

オーソリゼーション (authorization) [名詞]

ある行動をとったり、何かにアクセスするために与えられる権限や認可。

こんなにたくさんの定義を並べて、申し訳なく思っている。こうすることによって私たち全員が同じ足場に立つことができるのではないかと思うのだ。英語を母国語としないスピーカーと聴衆にとっては特に、「アクセス」は複雑な問題であるから。

### 3. 職業倫理とアクセス

冒頭で、アクセス、職業意識、倫理は心の状態であると申し上げた。これについて説明する。うまく説明できるといいのだが。全ての国は法によって統治されている。ご存じのとおり法とは通常保守的なものである。たいいていの場合法律は、社会や技術の発展の速さについていくことができない。このことは、船便によるコミュニケーションの時代には、あるいは航空便によるコミュニケーションの時代においても、それほど問題ではなかった。しかしインターネットにより全くタイムラグのない情報伝達が可能となったあるいはそれを強制されている現代においては、これがフラストレーションのもととなっている。とはいえ法は公平であるべきであり、公平な形で全ての者に正義が行われるべきであるという点では、私たち全員の意見が一致するであろう。しかし私達は時に、これらの前提には例外があるかもしれないということに気づくのだ。これは外交官や政治家が検討すべき領域

なので、ここでは議論しない。

ここで皆さんの所属団体のアクセス方針や、皆さんの組織が通常適用している制限について考えてみてほしい。以下に前のセクションの要旨をまとめる。

1. アクセス：検索補助手段（資料目録）などを用いて、関連のある情報を検索する能力。
2. アクセス：法律に定められた制約の中で、参照または照会のために情報を検索し閲覧する許可。
3. アクセス制限は、制限期間や、アクセスを許可または拒否された個人の地位により定義される場合がある。
4. アクセス制限は、国の安全保障や個人のプライバシーを守るため、または資料を保護するために設けられる場合がある。
5. 利用制限は、資料に関してできることを制限したり、または資料の利用に必要な資格を規定したりする場合がある。

もう1つ考えてみていただきたいのだが、これらの表現は皆さんにとって耳慣れたものだろうか？皆さんの組織はこれらの定義に従っているのだろうか？その答えがイエスならば、この表現がICAの倫理綱領の目指すところに則ったものであるということをご理解いただきたい。ノーの場合は、ICAの倫理綱領に従うためにはどのような変更が必要かを検討してほしい。

公共情報へのアクセスに関する現代的な法律を有する、比較的文明化の進んだ国の一市民として、私は怒りや憤りを覚えるような経験をしたことがある。一部の行政機関は、そのような法律に詳しくないか、あるいはそれを順守したくないように思われる場合がある。どのような行動が適切なのかを説明するための手助けとして、ICAの理念の一つをここ



で引用させていただく。

#### 理念 8

『アーキビストは、アーカイブズ資料への可能な限り広範囲なアクセスを促進し、全ての利用者に対し公平なサービスを提供しなければならない。』

そのあとに続く説明は以下の通りである。

『アーキビストは、自分が保管する全ての記録について、全般的及び特別な検索補助手段（資料目録）を必要に応じて作成しなければならない。彼らは全ての利用者に対して公平な助言を与え、領域ごとにバランスのとれたサービスを提供するために利用可能なリソースを活用する。アーキビストは、自分が保管する資料についての正当な問い合わせには全て、礼儀正しくサービス精神を持って答え、所属機関の方針、保管資料の保護、法的考慮、個人の権利、及び資料提供者の合意事項に従って、それら資料が可能な限り広範囲において使用されるよう促進しなければならない。制限された資料を利用しようとする人には、その制限について説明し、公正にこれを適用しなければならない。アーキビストは、アクセスや利用についての不当な制限を阻止しなければならないが、特定の期間利用制限を行うことを明示することを、資料取得の条件として提案または容認する場合がある。アーキビストは、資料取得時にかわされた全ての合意事項に忠実に従い、これを公平に適用しなければならないが、アクセスの自由化のため、状況の変化に応じて条件の再交渉を行わなければならない。』

私の文章の中に、これまで頻繁に助動詞「shall」が「should」という形で出てきた。私達はこれらの記載事項に従うように努力しなければならない (should strive to comply with) というように「shall」ではなく

「should」が使われているのは、希望的観測であることを意味するのではなく、記載事項の順守が期待できないということを示唆する。この表現は、専門アーカイブズ機関や専門職としての行動を構成する資質を示すものである。

#### 4. 一般的な論点と結論

きちんとしたアーカイブズプログラムを持つ国の同僚の皆さんは、正式な専門教育の整っていない国の同僚の皆さんに比べて、ICAの倫理綱領を理解し実施する上で有利な立場にあると思われる。実地訓練は通常、新しいアイデアが行き渡り、実際の事務慣行の中に組み込まれるまでにより時間がかかるというデメリットがある。しかしだからといって知らないままで済ます言い訳にはならない。有効と考えられる場合には、ICA 地域支部が、学位取得レベルまでも含む訓練課程の創設を検討する可能性もある。

私達は現在、情報の大動脈としてのインターネットを利用した、国際的な専門家同士の意見交換を奨励する世界に暮らしている。しかし、私達は言語や概念によって隔てられているので、私たちの脳は観察したものを異なった形で解釈する。今日私達が考える「アクセス」という言葉の含意の違いは、1997年にタシケントで私が同僚と議論した時ほど突飛なものではないであろう。しかし現実にはかなりの違いが存在するのだ。ここで議論した職業上の原則のうちのいくつかを守らせないような圧力に常にさらされている同僚もいるかもしれない。頼るべき、また参照すべき職業責務規範を持たない同僚もいるかもしれない。あるいは職業責務規範があったとしても、上司や幹部によってそれらの原則の適用が阻まれているかもしれないのだ。意見をはっきりと述べ、そういった原則を支持する立場を表明することは、彼らにとっては難しいであろう。そういった人たちにはぜひ、公にはな

くてかまわないので、信用できる友人や同僚に個人的に心を打ち明けてもらいたいと思う。共有することで、人は変化と改善に必要な勢いを蓄積することができるのだ。私達アーキビストが一夜にして世界を良くすることができると思うほど、私は考えの甘い人間ではないが、時間が私達に味方してくれるのだ。一步一步努力していこうではないか。

私の祖国オランダでも、また外国を旅している時にも、異なる種類の責務を担っている人どうしの中で、職業倫理規範の解釈をめぐる、衝突とまでは言わないまでも葛藤があることに気づいた。例を挙げてみよう。医師は患者を治療しなければならない。彼らはできるだけ良い治療をするために最善を尽くさなくてはならない。この点について異論のある人はいないだろう。しかし私はいくつかの国の新聞で、医師側と、病院経営者さらには国の公衆衛生省庁の官僚達の側とが対立しているという記事を読んだ。たいていの場合、対立しているのは、優先順位と治療の金銭的コストについてである。経営者と官僚は、それにより治療の質が損なわれることになったとしてもコスト削減を求める。このメッセージを伝えるためにどんな耳触りのよい言葉を用いようとも、彼らの求めているのはそういうことである。他方医師は、可能な限り最良の治療を提供することを主張するのだ。

私はこれと同じような葛藤が、アーキビストと管理職との間にも存在することに気づいた。それは特に管理職がアーキビストとしての教育や訓練を受けていない場合に多く見られる。官僚は、アーカイブ専門職の統一見解を受け入れなければならない。もし彼らがそうしたくないというのであれば、彼らは病院に行った時にもし予算の削減が行われていたら最低限の治療でいいと申し出なければならない。ちょっとした冗談のようになってしまっ

たが、これは決して冗談ではない。私は真剣だ。国際連合及び世界保健機関やユネスコといった国連関連機関の国際法や政策文書などに、ICAの倫理綱領の基礎が定められているのだ。

官僚は、アーカイブズ専門職がICAの倫理綱領に従う義務を負っているのだということ認識しなければならない。もちろん地域ごとの解釈は認めなければならない。しかしそれでも、その解釈は1996年に北京で開催されたICA総会において承認された倫理綱領に沿ったものでなければならない。官僚や大臣、またはその他の意思決定者が、この綱領やアーカイブ職の相対的な独立性について国家政治上あるいは法律上問題ありと考える場合は、このテーマにおける世界的な権威団体である国際公文書館会議(ICA)に申し出るべきである。彼らはアーカイブズ専門職達と合意に達しなければならない。

圧力は、それが倫理綱領から逸脱するようアーキビストに強要する政治的圧力や管理職からの圧力であれ、アクセスの問題や破棄すべきか永久保存すべきかという選択のような専門的な問題であれ、おのずと墮落した信頼度の低いあるいは信頼できない記録や情報システムをもたらすことになる。そのような圧力とその結果として生じる逸脱は、将来における社会の計画と発展の基盤を危険にさらすことになる。そうなってしまうと、情報システムはもはや計画や熟考のための頼れるツールではなくなるのだ。ここでもう一度アジアの近代化に関するキョーリ・マブニ氏の重要な著書の内容を引用する。「アーカイブズとアーキビストは『国内、地域、及び全世界的レベルでルールに基づく秩序』の広がりを促進することによって近代化への前進において不可欠な役割を果たす。」

2010/09

今回の EASTICA のセミナーや、明日と明後日に行われる IACE のセミナーのような集まりは、経験を共有し、専門アーキビストとしての自らの生き方や、所属する組織をどのように改善していくかを深く考える素晴らしい機会となる。

私の考察が皆さんにとって意味のあるもの

で、皆さんの専門的能力のさらなる発展のために役に立つことを願っている。ご質問があれば喜んでお答えしたいが、与えられた時間を既にオーバーしてしまったので、休憩時間中に引き続きご質問をお受けするか、あるいは [vanalbada@gmail.com](mailto:vanalbada@gmail.com)宛てに E メールでご質問をお寄せいただければと思う。